

【水洗化補助金交付制度について】

（対象となる工事）

1. 既設汲み取り便所（浄化槽を含む）を水洗便所に改造する工事、及び同時に施工する台所、浴室、洗濯場等の排水設備工事の施工に要する工事。
2. 上記の工事において必要となる最小限度の便所内部の左官工事、大工工事、給水工事。
3. 新築、増築、改築の場合は対象とならない。また、交付決定前に工事着手すると、対象から外れます。

（交付対象者）

1. 次の世帯のうち、世帯全員の所得税が非課税の世帯。
 1. 一人親世帯・・・独立した母子、父子世帯で子どもが18歳未満である世帯。
 2. 高齢者世帯・・・独立した世帯で世帯の構成者が65歳以上の世帯。
 3. 身体（心）障がい者世帯・・・独立した世帯で身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の保持者が属する世帯。

ただし、上記の世帯要件において、世帯の要件を複合する世帯も対象となります。

また、独立した世帯とは独立した生活を営み、同居のすべての方が所得税非課税ならびに交付対象者の条件を満たしている世帯です。

2. 供用開始区域（処理区域）内に居住する者で、自己の居住用の建物の所有者。
3. 下水道の供用開始の日から3年以内に排水設備工事を行なう者。
4. 市税、下水道受益者負担金、水道料金などの滞納がない者。
5. 次の建物は対象としない。
 - ・官公庁、会社その他の法人が所有する建築物、賃貸住宅及び住居を伴わない営業店舗
 - ・上記以外のものでも用途が類似しているもの。
6. 補助金の交付を過去に受けていない者。

（申請に必要な書類）

1. 松阪市水洗化補助金交付申請書
2. 排水設備等計画確認申請書・・・3部（コピー可）
3. 既設便所の確認できる写真・・・便器、汲み取り便槽、浄化槽、配管場所等の現況写真
4. 市税完納証明書（市民税課又は各振興局地域住民課にて取得）
5. 世帯全員の住民票（戸籍住民課又は各振興局地域住民課にて取得）
6. 世帯全員の市民税非課税証明書（市民税課又は各振興局地域住民課にて取得）
※市民税は課税されているが、所得税が非課税である方の場合
 - ①確定申告された方は、申告所得税「その1」納税証明書（松阪税務署で取得）
 - ②その他の方は、下水道建設課排水設備係又は北部上下水道事務所にご相談をお願いします。
7. 承諾書（世帯員が複数名の場合は、連名で全員分の署名と押印必要）
8. 障害者手帳の写し（障がい者世帯のみ）

(補助金の額)

- ・ 1世帯につき1件30万円とする。ただし、この額に満たない工事についてはその額を交付額とする。

(受付時期)

- ・ 申請は随時受け付けますが、原則、申請年度に一連の手続きが完了することとする。

(申請後の流れ)

1. 市に申請書を提出。(申請の手続きについては指定工事店が代行して行います。)
2. 市が内容の審査を行い補助金の交付が決定すれば、申請者に「補助金交付決定通知書」を送付する。
3. 申請者は「補助金交付決定通知書」を受けた後、排水設備工事に着手。
4. 工事完成後、補助金の交付を受けるために次の書類を市に提出。
 - ・ 松阪市水洗化補助金実績報告書
 - ・ 指定工事店請求書の写し・・・工事店が施主に請求するもの。
 - ・ 排水設備等工事完了届・・・完了図面含む。
 - ・ 公共下水道開始届(浄化槽廃止の場合は浄化槽廃止届出書も必要。)
 - ・ 工事完了写真・・・便器、汲取り便槽・浄化槽撤去後の完了写真
 - ・ 排水設備工事調書・・・工事数量、工事費等に変更のあった場合。
5. 内容の確認の上、補助金額の確定を行い申請者に「交付確定通知書」を送付する。
6. 申請者は、「交付確定通知書」を受けた後、受領に関する「委任状」、「補助金請求書」を市に提出。
7. 「委任状」、「補助金請求書」の提出により工事代金として補助金が工事店に支払われる。

市への問い合わせ先

下水道建設課生活排水係	電話 0598-53-4132	FAX0598-26-4319
北部上下水道事務所	電話 0598-56-7906	FAX0598-56-7148